

# 第6編　その他の災害対策

## 編

---



# 第1章 航空災害対策計画

## 第1節 基本的な考え方等

---

市域において航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合、または、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、県地域防災計画の「航空災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

## 第2節 航空災害予防計画

---

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局
第2項 活動体制の整備	総務部、消防局

### 《基本方針》

市は、市域において航空災害が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、とるべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

## 第1項 情報の収集・連絡体制の整備

---

### 1 情報収集体制の整備

---

市は、県及び関係機関と協力し、航空災害発生時における緊急連絡体制の整備を図る。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備】】を参照する。

## 第2項 活動体制の整備

---

### 1 防災関係機関相互の連携体制の強化

---

航空災害は、甚大な人的被害を伴い、救急・救助作業は困難を極める。また、事故現場が、人家密集地であれば人的・物的被害が一段と拡大する。

そのため、市は、救急・救助等の応急活動に関し、近隣市町や関係機関との相互応援協定の締結や航空災害を想定した訓練の実施により、活動体制の整備に努める。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」、第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備】】を参照する。

## 第3節 航空災害応急対策計画

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡	本部班
第2項 活動体制の確立	本部班、消防対策部各班
第3項 救助・救急及び消火活動	本部班、消防対策部各班
第4項 関係者への援助活動	本部班、関係機関

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画

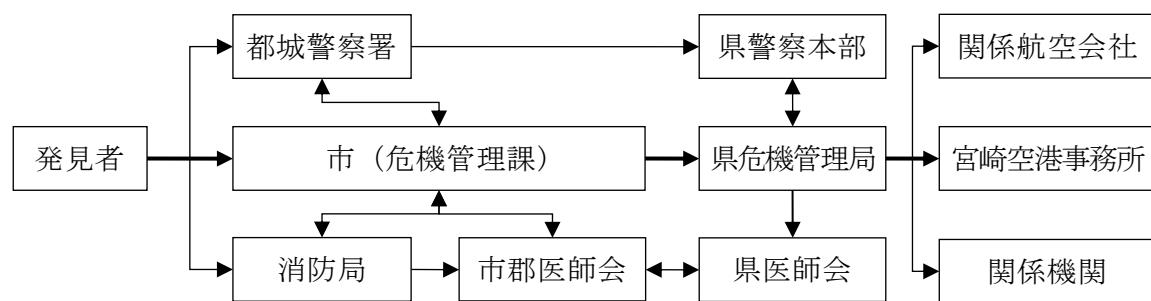
### 第1項 情報の収集・連絡

#### 1 航空災害の情報収集

##### (1) 通報連絡系統

航空災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。

《 通報連絡系統 》



##### (2) 情報の収集

市は、航空災害に関する通報を受けた場合、直ちに消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

墜落現場が山間・へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集する。

また、警察、消防、県、その他関係機関と収集した情報の共有に努める。

## 第2項 活動体制の確立

---

### 1 活動体制の確立

---

#### (1) 災害対策本部の設置

市は、航空災害が発生した場合は、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害対策本部を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

#### (2) 災害対策現地合同調整本部への派遣

県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部、警察、宮崎空港事務所、医師会等の関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、職員を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 第3項 救助・救急及び消火活動

---

### 1 救助・救急活動

---

#### (1) 捜索活動

市は、消防職員、消防団員等を動員し、県及び関係機関が行うヘリコプター等による空中からの搜索・消火活動と連携して、地上による有効な搜索・救助活動を行う。

#### (2) 消火活動と応援要請

消防対策部各班は、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施する。

また、災害の規模等が大きく、本市の消防力のみでは対処できないと判断される場合は、県及び近隣の消防機関に応援を求める。

#### (3) 救助・救急活動

消防対策部各班は、最大限の消防力を投入し、迅速な救急・救助活動を行う。

### 2 警戒区域の設定等

---

#### (1) 警戒区域の設定等

航空災害には常に燃料の引火、炎上の危険を回避するとともに、円滑な消火、救助活動を実施するため、市長は、空港事務所及び警察と協力して、危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、地域住民等の立入制限・退去を命ずる。

## (2) 地域住民等に対する避難誘導

航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

警戒区域の設定については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策】】を参照する。

# 第4項 関係者への援助活動

---

## 1 被災者及びその家族への対応

---

### (1) 被災者及びその家族への援助

市は、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行う。

### (2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

### (3) 被災者及びその家族への情報の提供

市は、航空会社及び県等と連携を密にし、被災者及びその家族に対し、航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するよう努める。

## 2 広報活動

---

市は、災害応急対策の実施についての理解を求めるため、報道機関を通じ、または広報車等により、地域住民等に対して広報を行う。

主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ その他必要な事項



## 第2章 鉄道災害対策計画

### 第1節 基本的な考え方等

市は、市内において相当の人的・物的被害が生じる等、大規模な鉄道災害が発生した場合は、被害の軽減または拡大防止のため、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定める、県地域防災計画の「鉄道災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

#### 《県内の鉄道概況》

(平成23年3月31日現在)

線名	営業キロ(km)			区間
	路線全体	宮崎県	都城市	
総数	738.7	315.4	51.6	
日豊本線	462.6	164.3	27.3	宗太郎、(県境)市棚～五十市、(県境)財部
日南線	88.9	81.7	—	南宮崎～福島高松、(県境)大隅夏井
吉都線	61.6	58.5	24.3	都城～京町温泉、(県境)鶴丸
肥薩線	124.2	9.5	—	吉松、(県境)真幸～(県境)矢岳
宮崎空港線	1.4	1.4	—	田吉～宮崎空港

資料：九州旅客鉄道株式会社

## 第2節 鉄道災害予防計画

項目	担当
第1項 安全運行の確保	九州旅客鉄道(株)
第2項 情報の収集・連絡体制の整備	九州旅客鉄道(株)、総務部

### 《基本方針》

市及び九州旅客鉄道株式会社は、市域において、相当の人的、物的被害が生じる等の大規模な鉄道災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、とるべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

## 第1項 安全運行の確保

### 1 災害予防体制の整備

鉄道事業者は、自己の作成する安全運行に関するマニュアル等及び県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる安全運行のための措置を講じる。

- ① 駅施設の点検・整備
- ② 線路環境の点検・整備
- ③ 雨量及び風速警報機の点検
- ④ 安全運行指針等の整備
- ⑤ 避難誘導マニュアル等の整備
- ⑥ 訓練の実施

### 2 訓練等の実施

#### （1）防災訓練

鉄道事業者は、鉄道災害発生時に適切な措置がとれるよう、次に示す訓練を適宜実施する。

- ① 非常呼出訓練
- ② 避難誘導訓練
- ③ 救出・救助、救護訓練
- ④ 脱線復旧訓練

### (2) 避難誘導に関する情報の周知

- ① 駅においては、コンコース、改札口等の旅客の目につきやすい場所に、避難誘導上必要な情報を掲示し、旅客者への周知を図る。
- ② 列車においては、非常時における扉開放レバーの位置を明示して案内するとともに、乗客に速やかに安全かつ適切な誘導ができる体制を整備する。

## 第2項 情報の収集・連絡体制の整備

---

### 1 情報収集体制の整備

---

市及び鉄道事業者は、鉄道災害に対応できる緊急連絡体制とともに、関係機関との連携を迅速に行うための情報収集体制を整備する。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備】】を参照する。

## 第3節 鉄道災害応急対策計画

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡	九州旅客鉄道(株)、消防対策部各班、本部班
第2項 活動体制の確立	九州旅客鉄道(株)、消防対策部各班、本部班
第3項 救助・救急活動	九州旅客鉄道(株)、消防対策部各班、本部班
第4項 二次災害の防止活動	九州旅客鉄道(株)、本部班
第5項 関係者への対応・広報	九州旅客鉄道(株)、本部班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画

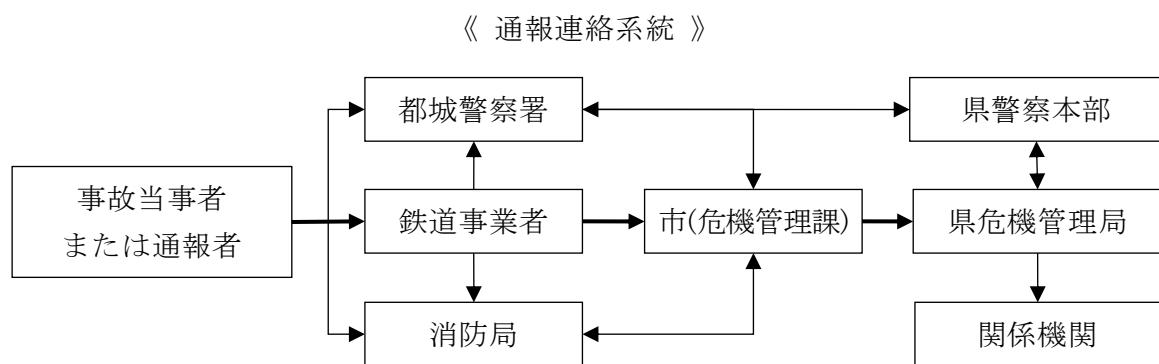
### 第1項 情報の収集・連絡

#### 1 鉄道災害の情報収集

##### (1) 通報の伝達

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での大規模な事故または災害発生の通報を受けた場合、直ちに職員を現場に急行させ情報収集活動を行うとともに、速やかに関係機関への連絡を行う。

鉄道災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。



##### (2) 情報の収集

市は、鉄道災害に関する通報を受けた場合、直ちに消防職員等を現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、警察、消防、県、その他関係機関との収集した情報の共有に努める。

## 第2項 活動体制の確立

### 1 災害対策本部の設置

市は、鉄道災害が発生した場合は、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害の規模等に応じて災害対策本部等を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

### 2 災害対策現地合同調整本部への派遣

市及び鉄道事業者は、県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部や関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、本部班員等を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 第3項 救助・救急活動

### 1 救助・救急活動

市は、消防職員、消防団員等を動員し、警察等と連携して、乗客、乗務員等の救出・救助活動を迅速に行う。この場合、高齢者、障がい者、負傷の程度が重い者等の救出・救助を優先して行う。

鉄道事業者は、救助・救急活動を行う関係機関に可能な限り協力するものとする。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備】を参照する。

## 第4項 二次災害の防止活動

### 1 後続車両の衝突等の防止

鉄道事業者は、警察と連携し、後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置く等の措置を確実に行うものとする。

### 2 立ち入り禁止区域の設定

市は、警察と連携し、脱線した鉄道車両が、高架から住宅や道路に転落するおそれがある場合、またはその他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立ち入り禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

警戒区域の設定については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策】を参照する。

## 第5項 関係者への対応・広報

---

### 1 被災者及びその家族への対応

---

#### (1) 被災者及びその家族への援助

市は、鉄道事業者と連携して、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行う。

#### (2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

#### (3) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対し、鉄道災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するよう努める。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うこととする原則とする。

### 2 報道機関への広報

---

被害の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。

## 第3章 道路災害対策計画

### 第1節 基本的な考え方等

市は、市内の道路において、相当の人的・物的被害が生じる等、大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路警戒、通行の禁止または制限等、被害の軽減または拡大防止のため、県地域防災計画の「道路災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

#### 《県内の道路概況》

(平成26年4月1日現在)

県内の道路概況		路線数	実延長 (m)	都城市 (m)
国 道	高速自動車道	3	193,705.0	—
	指定区間	2	290,322.0	36,710
	指定外区間	16	885,935.3	83,487
	計	18	1,176,257.3	120,197
県 道	主要地方道	48	968,184.3	111,936
	一般県道	146	1,039,899.8	78,417
	計	194	2,008,084.1	190,353
国県道計		212	3,184,341.4	310,550
市町村道		33,332	16,768,336.0	3,238,797
総 計		33,547	20,146,382.4	3,549,347

注1) 県道、旧道及び新道を含む。

注2) 有料道路を含み、自転車道は含まない。

注3) 都城市は実延長の内数

## 第2節 道路災害予防計画

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、道路管理者、各総合支所総括・総務班
第2項 活動体制の整備	総務部、消防局、各総合支所総括・総務班

### 《基本方針》

市は、市域において、相当の人的、物的被害が生じる等の大規模な道路災害（以下「道路災害」という。）が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、るべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

## 第1項 情報の収集・連絡体制の整備

### 1 情報収集体制の整備

市及び道路管理者は、道路災害に対応できる緊急連絡体制とともに、関係機関との連携を迅速に行うための情報収集体制を整備する。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備】】を参照する。

## 第2項 活動体制の整備

### 1 防災関係機関相互の連携体制の強化

大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うとともに、各種の道路災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行う等、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」、第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備】】を参照する。

## 第3節 道路災害応急対策計画

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡	本部班、土木班、消防対策部各班、各総合支所産業土木班
第2項 活動体制の確立	本部班、土木班、消防対策部各班、各総合支所産業土木班
第3項 救助・救急活動	土木班、消防対策部各班
第4項 交通誘導及び緊急交通路の確保	土木班、消防対策部各班、各総合支所産業土木班
第5項 関係者への対応・広報	本部班、秘書広報班、土木班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆都城市道路啓開マニュアル

### 第1項 情報の収集・連絡

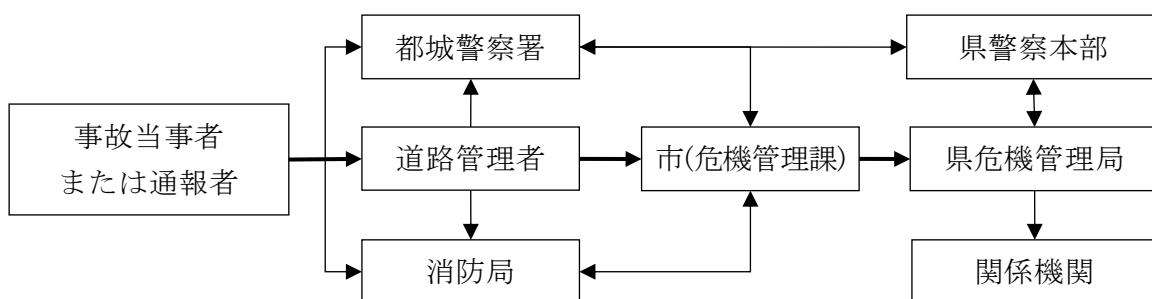
#### 1 道路災害の情報収集

##### (1) 通報の伝達

道路管理者は、自己の管理する道路での大規模な事故または災害発生の通報を受けた場合、直ちに職員を現場に急行させ情報収集活動を行うとともに、速やかに関係機関への連絡を行う。

道路災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。

《 通報連絡系統 》



## (2) 情報の収集

市は、道路災害に関する通報を受け、人命の救出・救助活動の必要性がある場合、直ちに消防職員等を現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、警察、消防、県、その他関係機関との収集した情報の共有に努める。

# 第2項 活動体制の確立

---

## 1 災害対策本部の設置

---

市は、道路災害が発生した場合は、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害の規模等に応じて災害対策本部等を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

## 2 災害対策現地合同調整本部への派遣

---

市及び道路管理者等関係機関は、県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部や関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、本部班員等を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

# 第3項 救助・救急活動

---

## 1 救助・救急活動

---

市は、消防職員、消防団員等を動員し、警察等と連携して、被災者等の救出・救助活動を迅速に行う。この場合、負傷の程度が重い者等の救出・救助を優先して行う。

本項に関して、そのほかの事項については、【第2編 第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備】】を参照する。

# 第4項 交通誘導及び緊急交通路の確保

---

## 1迂回路の確保

---

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図る等、円滑な道路交通の確保に努める。

## 2 障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

## 3 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等の危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

## 4 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(がけ)崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおく等の措置を確実に行う。

# 第5項 関係者への対応・広報

## 1 被災者及びその家族への対応

### (1) 被災者及びその家族への援助

市は、道路管理者等関係機関と連携して、被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動を行う。

### (2) 関係機関との役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

### (3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し、道路災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するよう努める。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うこととする原則とする。

## 2 報道機関への広報

被害の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。



## 第4章 危険物等災害対策計画

### 第1節 基本的な考え方等

市内において、危険物または高圧ガスの漏洩、流出、火災及び爆発等、若しくは毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等、あるいは、火薬類の火災、爆発等により多数の死傷者等が発生（以下、「危険物等災害」という。）した場合は、被害の軽減または拡大防止を図るため、県地域防災計画の「危険物等災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策をとる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

#### 《 危険物施設数 》

（令和4年4月1日現在）

危険物施設	製造所	貯蔵所							取扱所						合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	
施設数	0	37	56	3	60	0	42	6	204	149	3	6	0	55	213 417

#### 《 高圧ガス施設数 》

（令和4年3月31日現在）

高压ガス施設	高压ガス製造施設			高压ガス販売事業所		容器検査所
	一般高压ガス	液化石油ガス	冷凍	一般高压ガス	液化石油ガス	
施設数	8	13	12	49	60	5

## 第2節 危険物等災害予防計画

項目	担当
第1項 危険物等施設の安全性確保	消防局、関係事業者
第2項 情報の収集・連絡体制の整備	消防局、関係事業者
第3項 活動体制の整備	消防局

### 《基本方針》

石油・アルコール等の引火性物質、高圧ガス・火薬類等の爆発性物質、毒劇物あるいは放射性物質等危険性のある物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設の管理者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

また、消防局は、危険物等関係施設に対して消防法及びその他関係法令に基づく管理体制の強化等の指導を行い、危険物等の漏洩・流失、飛散による相当の人的被害が生じる等の大規模な災害（以下「危険物等災害」という。）の予防を推進する。

## 第1項 危険物等施設の安全性確保

### 1 危険物等施設に対する指導

#### （1）危険物施設への助言・指導

消防局は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）について、危険物関係法令への適合確認を立入検査により行い、その施設管理者に対し、次に掲げる災害予防上必要な助言または指導を行う。

- ① 施設の耐震性の確保
- ② 消防法に基づく安全確認のための定期点検の実施
- ③ 危険物流出防止資機材及び消火薬剤等の防災資機材の備蓄
- ④ 輸送容器、積載方法等に関する基準の周知及び車両の点検
- ⑤ 保安教育や防災訓練の実施による自主防災体制の確立
- ⑥ 講習会の開催、ポスターの配布による啓発

#### （2）一般家庭への啓発

消防局は、石油ストーブ、ボイラーを使用している一般家庭及び事務所に対して、灯油の適正な保管及び取り扱い方法等の啓発を行う。

## 2 高圧ガス等に関する保安対策

### (1) 高圧ガス

高圧ガス事業者は、次により、自主保安体制の確立に努める。

- ① 高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施
- ② 応急措置等についての保安教育
- ③ 緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定
- ④ 事業者間の相互応援体制の整備
- ⑤ 防災訓練及び教育の実施

### (2) 液化石油ガス

エルピーガス協会及び販売事業者は、次の災害予防対策を行う。

- ① 一般消費者に対する液化石油ガスの知識の普及、地震時における応急措置・火災防止措置等の周知
- ② 一般家庭等における液化石油ガス容器の転倒防止措置を確実にするとともに、地震対応型ガス機器の普及促進
- ③ 災害発生時の緊急連絡・緊急出動体制の整備
- ④ 災害発生時の必要資機材の確保
- ⑤ 保安教育や防災訓練の実施

## 3 火薬類に関する保安対策

火薬類に関わる施設管理者は、次の災害予防対策を行う。

- ① 自主的な定期保安検査体制の整備と実施
- ② 災害発生時の火薬類の流出、紛失防止のための対策
- ③ 保安教育や防災訓練の実施

## 4 毒物及び劇物に対する保安対策

毒物及び劇物を取り扱う事業者は、災害予防対策を行う。

- ① 保管、販売、保安等の部門別の責任者の設置
- ② 従業員に対する安全教育
- ③ 災害発生時の通報体制の整備
- ④ 転倒防止対策等の施設の点検・整備
- ⑤ 事故拡大防止及び被災防止体制の確立
- ⑥ 災害発生時の消火剤、吸着剤、化学処理剤等の整備
- ⑦ 防災訓練及び教育の実施

## 第2項 情報の収集・連絡体制の整備

---

### 1 連絡体制の整備

---

市は、県及び関係機関と連携し、危険物等に関する災害発生時における情報収集体制の整備を図る。

施設管理者は、災害発生時に備え、警察や消防機関等との連絡体制を整備し、迅速に通報する体制を確立する。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備】】を参照する。

## 第3項 活動体制の整備

---

### 1 関係機関相互の連携体制の強化

---

危険物等の漏洩、爆破事故は、被害の拡大によって甚大な人的被害を伴うことも予想される。

そのため、市は、危険物等災害発生時における緊急連絡体制及び非常参集体制を整備するとともに、救急・救助等の応急活動に関し、近隣市町や関係機関との相互応援体制の整備に努める。

本項に関して、その他の事項については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備」、第2章 第13節「救急・救助及び消火活動体制の整備】】を参照する。

### 2 防災資機材等の整備

---

消防局は、危険物等災害に的確に対処するため、次の防災資機材等の点検・整備に努める。

- ① 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材
- ② ガス等測定器、送排風機、消火器
- ③ 中和剤、消火薬剤
- ④ オイルフェンス、吸着マット、水質汚濁防止用の資機材

## 第3節 危険物等災害応急対策計画

項目	担当
第1項 応急措置	関係事業者
第2項 情報の収集・連絡	本部班、消防対策部各班
第3項 活動体制の確立	本部班、消防対策部各班
第4項 救助・救急及び消火活動	消防対策部各班
第5項 危険物の大量流出に対する応急対策	本部班、消防対策部各班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
  - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
  - ・資料 6-1 危険物取扱施設

### 第1項 応急措置

#### 1 危険物等災害における施設管理者の応急措置

施設管理者は、危険物等災害が発生したときは、直ちに次に掲げる応急措置を実施する。

- ① 職員及び従業員の緊急出動
- ② 初期消火、流出または飛散による拡大の防止措置
- ③ 危険な状況にある現場からの従業員の避難
- ④ 周辺住民への災害発生の広報

### 第2項 情報の収集・連絡

#### 1 通報及び情報の収集

##### (1) 施設管理者による通報

施設管理者は、自己の管理する施設で危険物等災害が発生したときは、前項の応急措置を実施するとともに、現場状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報する。

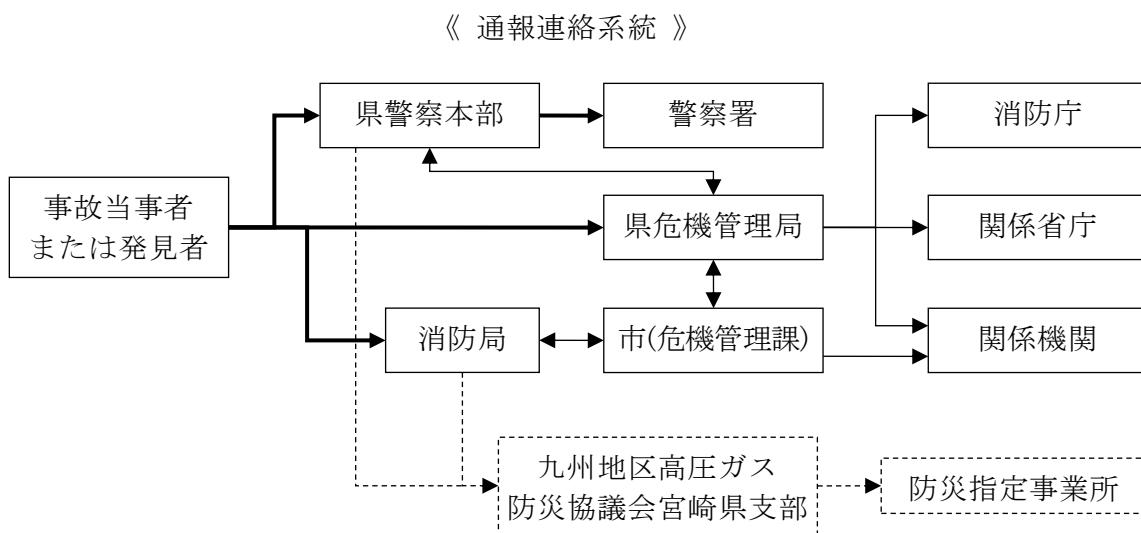
## (2) 市による情報収集

市は、危険物災害に関する通報を受けたときは、直ちに消防職員等を現場に急行させ、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、把握できた範囲から速やかに電話等によって県に連絡する。

この場合、毒劇物等の飛散を考慮して、風向及び天候等の気象に関する情報についても迅速に収集する。

## 2 緊急時の連絡系統図

危険物等災害が発生したときの通報連絡系統は、次のとおりである。



高圧ガス施設における災害に関し、消防局は、必要に応じて関係事業所への応援を要請する。

## 第3項 活動体制の確立

### 1 活動体制の確立

#### (1) 災害対策本部の設置

市は、危険物災害が発生した場合、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害対策本部を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

#### (2) 災害対策現地合同調整本部への派遣

県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部、警察等の関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、職員を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 2 事業所における体制

---

事業所においては、危険物等災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとり、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、警察等の応急対策を実施する関係機関と緊密な連携に努める。

## 3 災害の防止活動

---

危険物等災害が発生し、またはその災害の拡大のおそれがある場合は、被害を未然に防止するため次の措置を講じる。

- ① 高圧ガスに係る災害が発生した場合の火気使用禁止の広報
- ② 警戒区域の設定による、周辺住民等の立入制限・退去
- ③ 避難の指示等

# 第4項 救助・救急及び消火活動

---

## 1 救助・救急活動

---

消防局は、救出・救助活動は、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材を装着し、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を用いて実施するとともに、被災者及び職員の安全確保に努める。

## 2 消火活動

---

消防対策部各班は、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施するほか、職員の安全確保に努める。

また、災害の規模等が大きく、本市の消防力のみでは対処できないと判断される場合は、県及び近隣の消防機関に応援を求める。

本項に関し、そのほかの事項については、【第2編 第3章 第10節「救助・救急活動及び消火活動】】を参照する。

# 第5項 危険物の大量流出に対する応急対策

---

## 1 河川等への流出

---

危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、上水道の水質調査、環境モニタリング、危険物等の処理等の必要な措置を講ずる。

その際、関係行政機関等からなる大淀川水質汚濁防止連絡協議会等を有効に活用し、迅速に対応する。

防除措置を実施するに当たっては、必要な流出防止、汚濁防止の資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

## 2 警戒区域の設定

---

危険物等が大量に漏洩・流出、または飛散した場合、危険物等の防除活動を行うとともに、必要があると認めるときは、市は警察と連携して、警戒区域を設定して周辺住民等の立入制限を行う。

警戒区域の設定については、【第2編 第3章 第9節「避難収容対策】】を参照する。

## 第4節 不発弾処理対策計画

項目	担当
第1項 不発弾等の処理対策	危機管理課、本部班、消防対策部各班、関係各部

### 《基本方針》

市内において、関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予測され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等並びに工事現場等から偶発的に発見された不発弾等に関する処理対策を定める。

## 第1項 不発弾等の処理対策

### 1 埋没不発弾等の発掘

#### (1) 埋没不発弾等の確認

##### ① 相談の窓口及び連絡

住民の届出者からの不発弾の埋没情報等に関する相談窓口は、「危機管理課」とする。

危機管理課は、相談を受けた場合、都城警察署に連絡する。

##### ② 埋没不発弾等の情報収集等

危機管理課は、住民等の届出者からの具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集し、または記録に基づく史実等の調査を行う。

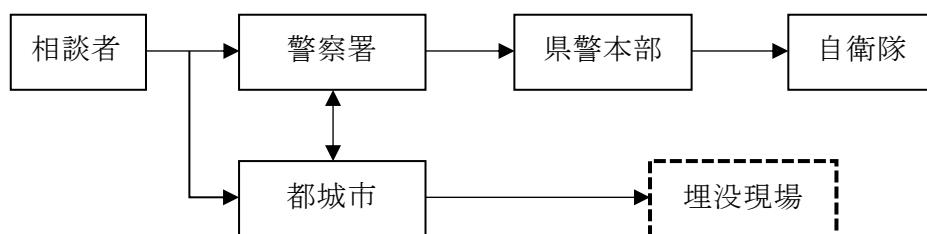
市域にまたがる総合的な調整が必要なとき、及び国、県が所有し、または管理する施設や場所に関する相談については、関係機関と連携し情報収集を行う。

市長は、総務部長の報告に基づき、埋没の可能性が高い場合には、不発弾の発掘の実施を決定する。

《 情報収集及び文献調査の項目 》

区分	項目
主な収集情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・空襲等の年月日</li><li>・推定埋没位置</li><li>・空襲時の目撃状況</li><li>・推定埋没位置の現在の状況</li><li>・他の目撃者の状況</li><li>・土地所有者の確認</li><li>・その他必要な情報</li></ul>
主な文献等の調査	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報提供場所周辺の住民聞き取り調査</li><li>・地史資料等の活用による事実関係調査</li><li>・過去の不発弾発見情報調査（周辺 5 km程度）</li><li>・旧軍の陣地・施設の情報調査</li></ul>

《 埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー 》



また、相談者への確認事項は次のとおりである。

- ア 事実確認、信憑性の確認
- イ 届出者、土地所有者の意思確認
  - a 自費による探査、工事実施の意思
  - b 自費による工事実施時の警察、自衛隊立会い等の必要性の意思等

## (2) 埋没不発弾等の発掘事前準備

危機管理課は、事実確認等により不発弾等の埋没が確認され、本市による発掘の実施が決定された場合、次により発掘に伴う事前準備を行う。

### ① 発掘日程等の決定

本市による発掘の実施が決定された後の具体的な発掘日程等については、関係機関と協議し決定する。

## ② 交付金の申請

市長は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、県を通じて国（総務省大臣官房総務課）に交付申請を行う。

（参考：昭和48年10月30日 総管第524号の都道府県知事あて総務副長官通達）

## ③ 緊急幹部会議

埋没した不発弾等の探査、発掘方針等を決定するため、緊急幹部会議を行う。

## ④ 不発弾処理対策会議

不発弾の探査終了後、おおむね次の内容を協議するため、関係各部及び自衛隊、県、警察、交通機関、その他の関係機関による不発弾処理対策会議を開催する。

なお、事前の調整事項としては次のとおりである。

- ア 機関相互の発掘方針等の調整
- イ 各事務分掌に応じた役割分担の調整
- ウ 発掘当日の行動等についての調整

## ⑤ 発掘計画の作成等

関係各部及び関係機関は、事前調整を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、事務分掌に応じて、次による発掘計画を作成する。

### 《発掘計画項目》

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ・工事計画          | ・警備計画            |
| ・発掘に伴う構造物の移転計画 | ・警戒区域設定と避難計画     |
| ・交通機関の運行計画     | ・救急・救護計画         |
| ・交通規制計画        | ・発掘日までの保安計画      |
| ・広報計画          | ・その他必要な各機関別の行動計画 |

## ⑥ 地元説明

危機管理課は、緊急幹部会議等を踏まえ、発掘計画に基づき地元説明を行う。

## （3）埋没不発弾等の発掘

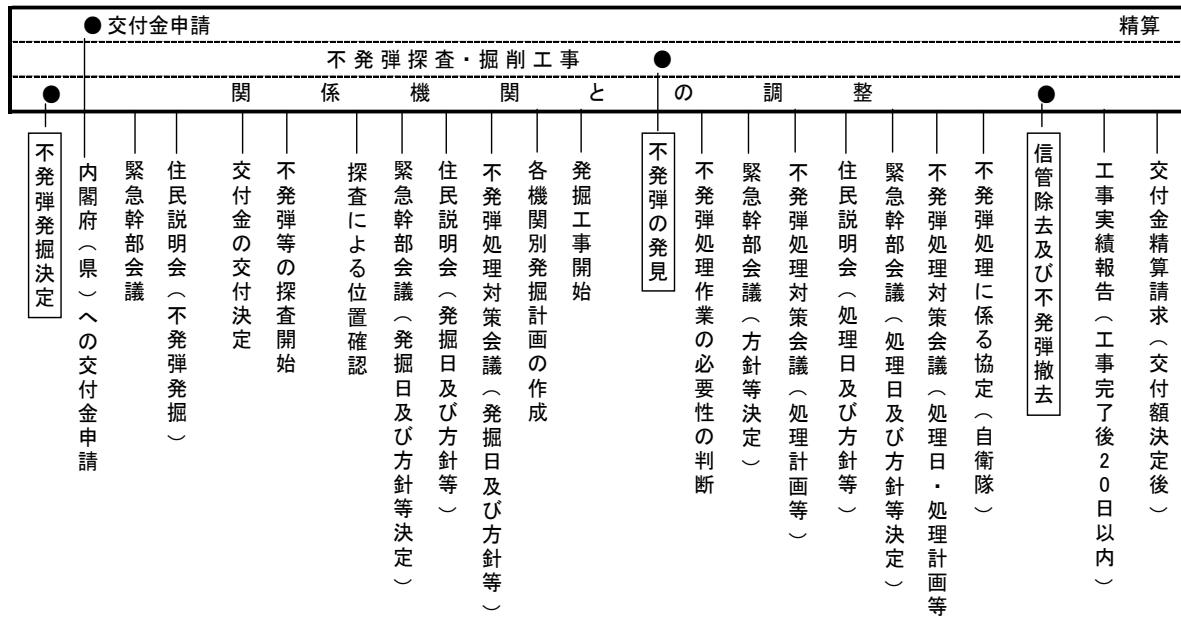
市は、発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

発掘に伴う住民避難・交通規制等の判断に当たっては、自衛隊等専門家の意見収集・分析を行う。また、状況に応じて自衛隊へ相談を行い、必要に応じて立ち会いを要請する。

なお、自衛隊の相談・要請先は次のとおりである。

- ・陸上自衛隊西部方面後方支援隊第104不発弾処理隊（目達原駐屯地）

《不発弾等の発掘・処理行程》

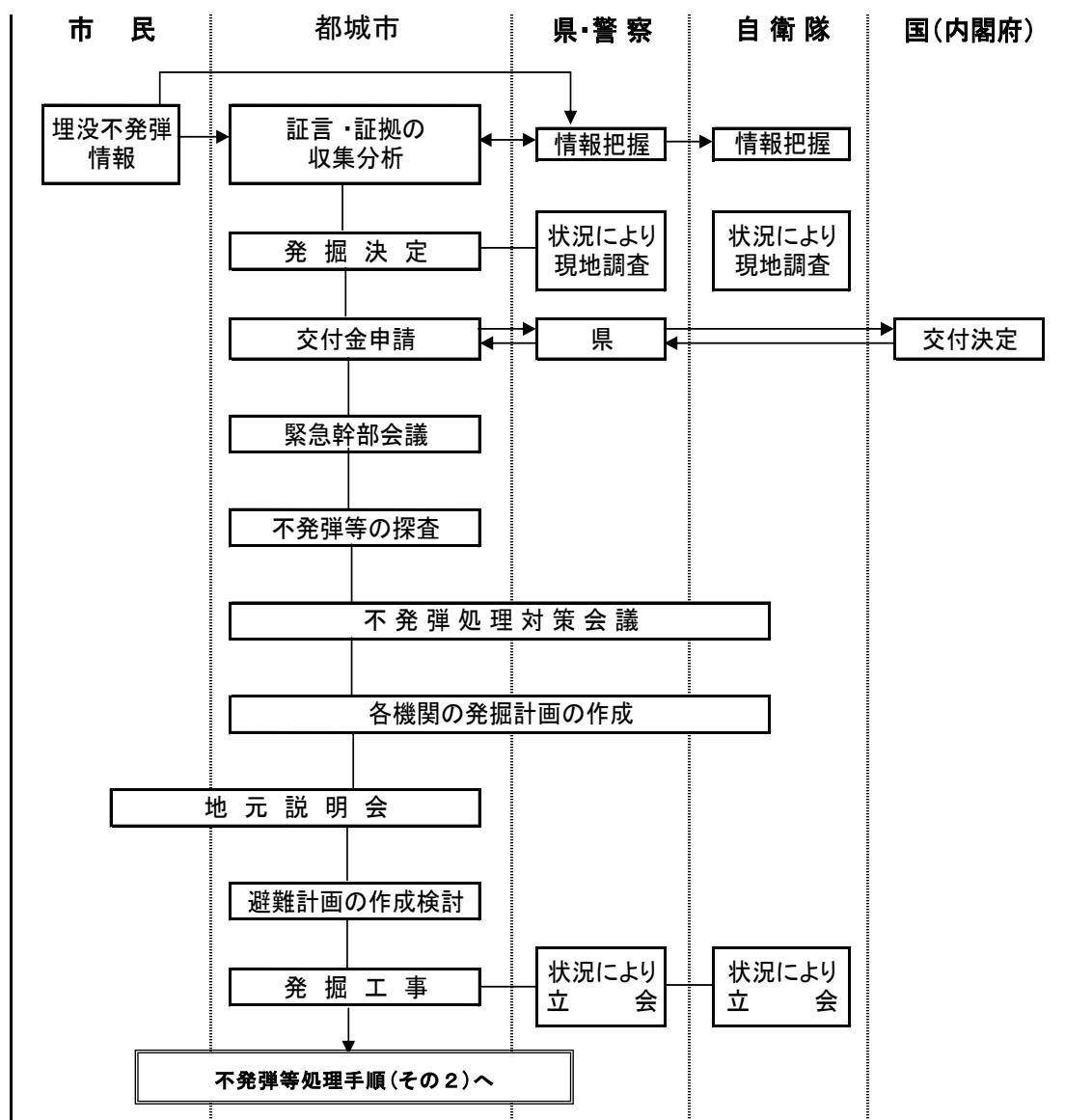


- (注) 1. 処理日程は、緊急幹部会議等を踏まえ、地元説明会を開催し決定する。  
 2. 信管除去は、信管の状況等によって一様でないため、不発弾の発見と自衛隊の信管確認までは、不確定な要素が残ることもある。

#### (4) 埋没不発弾等の処理

発掘後の処理については、同項「2 偶発的発見不発弾等の処理対策」等の処理対策に準じる。

《不発弾等発掘手順 その1》



## 2 偶発的発見不発弾等の処理対策

工事現場等において偶発的に発見された不発弾等については、次の処理対策を講じる。

### (1) 連絡の窓口等

工事現場等から偶発的に発見された不発弾等の処理作業に関する対応については、「危機管理課」を窓口とする。

危機管理課は、相談を受けた場合、都城警察署に連絡する。

また、県警察が行う調査に立ち会うものとし、状況により災害発生に備えて消防隊の派遣を依頼する。

### (2) 処理対応

市は、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、住民の安全対策等の対応を行う。

市による発掘後の不発弾等若しくは偶発的に発見された不発弾等の処理については、自衛隊が行う。

ただし、処理作業に伴い爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、自衛隊との役割分担を事前に確認するための協定を締結する。

市における処理に当たっての体制等は、次のとおりである。

#### ① 不発弾処理要請

県警察（本部長）が、自衛隊に対して不発弾処理要請を行う。

#### ② 緊急幹部会議及び不発弾処理対策会議

市は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ、処理用防護工事や住民避難、処理日等、今後の方針を決めるための緊急幹部会議を行う。

また、緊急幹部会議を踏まえ、関係各部及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理対策会議を開催する。

#### ③ 地元説明

市は、緊急幹部会議等を踏まえて地元説明を行うとともに、処理を行う日を協議する。

#### ④ 自衛隊との協定締結等

市は、不発弾処理対策会議を踏まえ、市と自衛隊において締結する不発弾等の処理に当たっての主な協定内容は次のとおりである。

ア　自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）

イ　市が行う安全管理の対応（処理作業に伴い実施する住民避難等）

- ウ 不発弾等処理を実施する期間等
- エ その他処理に際して必要な事項
  - a 不発弾の処理は自衛隊が行う。
  - b 県警察は、不発弾を発見し、または発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。
  - c 不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び県の関係機関は相互協力する。

(参考：昭和33年7月4日付4省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）)

### (3) 不発弾等処理に伴う市災害対策本部の設置

市長は、不発弾等処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。

また、処理当日に現地対策本部を設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。

《不発弾処理に伴う市及び関係機関の事務分掌》

関係機関	事務分掌
都 城 市	危機管理課 総務部 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事前調査及び処理決定に関すること</li> <li>2 処理計画に関すること</li> <li>3 広報（事業所・住民等）の計画に関すること</li> <li>4 避難計画の立案に関すること</li> <li>5 高齢者等避難、避難指示の発令及び伝達に関すること</li> <li>6 現地対策本部の設置及び運営に関すること</li> <li>7 避難所の開設・閉鎖の決定に関すること</li> <li>8 県との連絡調整に関すること</li> <li>9 関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>10 自衛隊との連絡調整に関すること</li> <li>11 その他処理に伴う総合調整に関すること</li> </ul>
総合政策部	1 高齢者等避難、避難指示の伝達広報に関すること 2 報道機関との対応に関すること 3 処理に伴う緊急予算の執行に関すること
地域振興部	1 避難者の誘導に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること
福祉部・ こども部	1 要配慮者対策に関すること 2 福祉施設、保育所等との連絡調整に関すること
健康部	1 医療機関との連絡調整に関すること 2 救護班の編成、救護所の設置運営に関すること 3 医師会等との連絡調整に関すること

関係機関	事務分掌
土木部	1 処理工事の見積・設計に関すること 2 探査・発掘・建物等の移転に関すること 3 土木事業者との連絡調整に関すること 4 交通規制の調整に関すること
上下水道局	1 水道施設の発災対応に関すること
教育部	1 学校施設との連絡調整に関すること
消防局 消防団	1 消防・救急計画、事業所対策計画、無線運用計画に関すること 2 消防特別警備の実施に関すること 3 消防・救急活動の実施に関すること 4 自主防災組織との連携に関すること
各総合支所	1 地元説明に関すること 2 避難所の開設・運営に関すること 3 広報（事業所・住民等）の実施に関すること
関係機関	自衛隊 1 処理の実施に関すること 警察 1 自衛隊に対する処理要請に関すること 2 交通規制に関すること 3 安全確保のための必要な警戒措置に関すること 4 警戒区域内の防犯・警備に関すること 県 1 関係機関との連絡調整に関すること 2 交付金申請事務に関すること 交通機関 1 鉄道・バス等の影響路線の運行計画に関すること ライフライン 1 施設の発災対応に関すること 関連事業所

※上記のほか、不発弾の埋没が予想される施設や場所、または不発弾が発見された施設や場所に関する国や県の機関、その他の機関については、処理の内容に応じた事務を担当する。

#### (4) 避難区域等の設定

本部長は、不発弾等処理に伴う避難区域について、自衛隊と十分協議の上、緊急幹部会議、不発弾処理対策会議等で決定する。

#### (5) 不発弾処理計画

関係機関は、不発弾を適正に処理するため、それぞれ次の処理計画を作成する。

### 《 处理計画 》

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ・住民避難誘導計画   | ・医療・救護計画    |
| ・無線運用計画     | ・要配慮者避難計画   |
| ・交通規制計画     | ・公共交通機関運行計画 |
| ・警戒区域内の警備計画 | ・広報計画       |
| ・消防・救急計画    | ・その他必要な計画   |
| ・事業所対策計画    |             |

### (6) 避難等の実施

本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

- ① 「避難収容班」の配置
- ② 住民等に対する避難広報の実施
- ③ 避難所の開設と運営

### (7) 情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関、場所へ次の情報を伝達する。

- ① 不発弾等の処理作業の進行状況
- ② 避難所における避難者の状況
- ③ 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
- ④ 交通機関等における乗客等の滞留状況
- ⑤ その他必要な情報

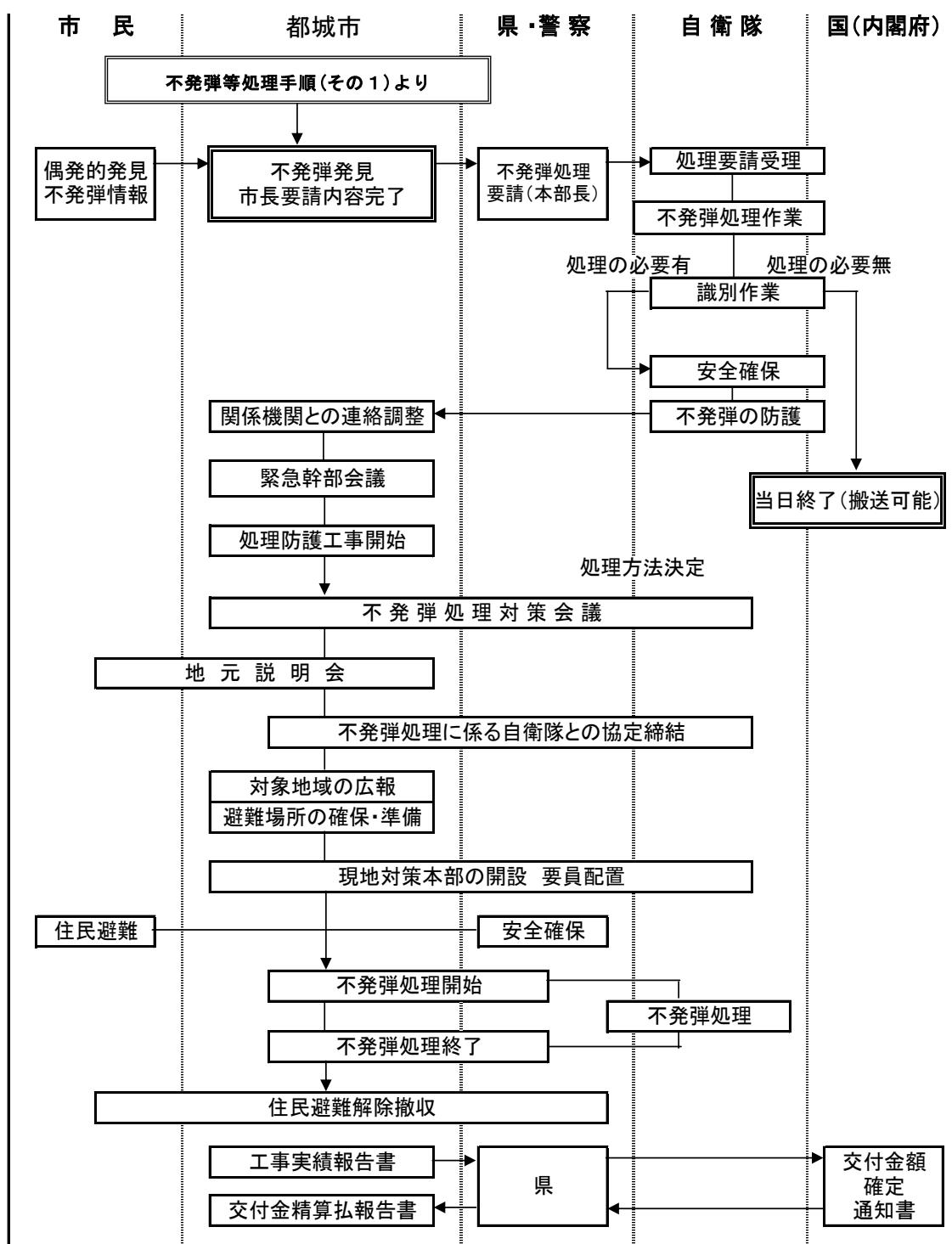
### (8) 報道対応等

本部長は、取材報道機関に対し、隨時状況を説明する。

### (9) その他の連絡調整

本部長は、国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を要請する。

《不発弾等処理手順 その2》



## 第5章 大規模火災対策計画

### 第1節 基本的な考え方等

市内において大規模な火災が発生した場合には、被害の軽減または拡大防止を図るために、県地域防災計画の「危険物等災害対策編」による対応を実施するほか、次の対策をとる。

なお、本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

《 火災発生件数の推移 》

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
建物	50	65	52	60	44	37	43	40	46	39
林野	0	5	7	2	4	3	2	3	4	2
車両	4	6	8	13	10	5	8	5	8	9
その他	26	44	24	32	9	40	23	19	34	36
合計	80	120	91	107	67	85	76	67	92	86

## 第2節 大規模火災予防計画

項目	担当
第1項 大規模な火事に強いまちづくり	土木部、総務部、各総合支所
第2項 情報の収集・連絡体制の整備	消防局、総務部
第3項 活動体制の整備	消防局、総務部
第4項 防火思想の普及	消防局、総務部

### 《基本方針》

市は、市域において、相当の人的、物的被害が生じる等の大規模な火災が発生した場合に、県や関係機関と連携した体制の整備に努め、とるべき対策について必要な事項を定めて被害の軽減及び拡大防止を図る。

## 第1項 大規模な火事に強いまちづくり

### 1 防災空間の確保

大規模な火事に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

- ① 緑地保全地区の指定
- ② 延焼遮断空間を形成する公園や道路等の整備の推進
- ③ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進
- ④ 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進
- ⑤ 消防活動空間確保のための街路整備

### 2 広域避難地の整備

密集した市街地等においては、延焼火災の発生が予想されるため、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

- ① 広域避難地は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるオープンスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地とする。  
有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として1人当たり2m<sup>2</sup>以上を確保することを原則とする。
- ② 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとし、おおむね10ヘクタール以上を標準として配置する。
- ③ 広域避難地は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の

危険物等が蓄積されていないところとする。

- ④ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- ⑤ 地区分けをする際は町丁目単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。  
また、到達距離は2km以内とする。

### 3 建築物の不燃化の促進

---

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

また、消防局は、防火対象物定期点検報告制度等に基づき、各種改善指導を行う。

## 第2項 情報の収集・連絡体制の整備

---

市は、大規模火災における出火防止と早期発見のため、地域住民等からの通報体制等の充実を図る。

本項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備】を参照する。

## 第3項 活動体制の整備

---

### 1 関係機関相互の連携体制の強化

---

市は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制を確立する。

また、消防機関における相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備】を参照する。

### 2 地域の初期消火力の向上

---

自主防災組織、自治公民館を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消防資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

## 第4項 防火思想の普及

---

### 1 一般家庭に対する指導

---

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ① 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
- ② 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
- ③ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

### 2 事業所等に対する指導

---

消防長または消防署長は、消防法に基づき、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設等については、防火管理者を選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について指導を行う。

また、消防吏員による立入検査を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用または取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火管理体制を強化する。

## 第3節 大規模火災応急対策計画

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡	消防対策部各班、本部班
第2項 活動体制の確立	消防対策部各班、本部班
第3項 避難・救助活動	消防対策部各班、本部班
第4項 被災者等への的確な情報伝達活動	本部班、秘書広報班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
  - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定

### 第1項 情報の収集・連絡

#### 1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

市は、火災による住民の生命・財産への被害を最小限とするため、迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

また、防災行政無線、広報車等を用いて、住民に対して火の元の確認等を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

火災気象通報	<p>消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき（具体的には下記の条件）に、その状況を直ちに知事に通報する。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市長に通報する。</p> <p>＜火災気象通報の基準＞</p> <p>宮崎地方気象台が定める「乾燥注意報（①）」及び陸上を対象とした「強風注意報（②）」の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする。</p> <p>① 乾燥注意報：実効湿度が 65%以下で最小湿度が 40%以下となる見込みのとき。</p> <p>② 強風注意報：平均風速 10m/s 以上の風が吹く見込みのとき。</p>
火災警報	消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

## 第2項 活動体制の確立

---

### 1 活動体制の確立

---

#### (1) 災害対策本部の設置

市は、大規模火災が発生した場合、情報の収集・伝達及び応急対策等を迅速に実施するため、災害対策本部を設置し、県災害対策本部と連携して効果的な応急活動を行う。

#### (2) 災害対策現地合同調整本部への派遣

県現地災害対策本部の主導のもと、本市の災害対策本部、警察等の関係機関の共同による「災害対策現地合同調整本部」が設置された場合は、職員を派遣し、連携して迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 第3項 避難・救助活動

---

#### (1) 救助活動

市は、救助・避難誘導を行うに当たっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるようを行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲も広く、住民の安全確保が困難な場合には、相当の時間的余裕をもって避難を開始するよう指示する。

#### (2) 地域住民等に対する避難誘導

市は、さらに延焼が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

## 第4項 被災者等への的確な情報伝達活動

---

市は、被災者のニーズを十分把握し、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

## 第6章 林野火災対策計画

### 第1節 基本的な考え方等

市内において林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源を焼失することになる。

また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性があり、被害の拡大防止を図るため、県地域防災計画の「林野火災対策編」による対応を実施するほか、次の対策を講じる。

本章に定めのない事項については、第2編 風水害・共通対策編に基づき運用する。

なお、県内の全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっており、市は本事業の推進に努める。

《林野火災発生件数の推移》

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
発生件数	0	5	7	2	4	3	2	3	4	2

## 第2節 林野火災予防計画

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	消防局、総務部、環境森林部
第2項 活動体制の整備	消防局、総務部
第3項 防火思想の普及	消防局、総務部

### 《基本方針》

市は、森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性を考慮し、積極的に予防対策を推進する。

- ① 予防体制及び巡視・監視の強化
- ② 関係機関との連携や相互応援協定等による広域的な消防体制の確立
- ③ 入山者の防火意識の高揚

## 第1項 情報の収集・連絡体制の整備

### 1 情報収集体制の整備

市は、林野火災における出火防止と早期発見のため、消防団員等によるパトロールの強化、並びに地域住民、登山者からの通報体制、装備資機材等の充実を図る。

### 2 連絡体制の整備

市は、林野火災防止のため、宮崎地方気象台との連絡を密にして気象情報の把握に努め、適時・的確な情報収集に努める。

宮崎地方気象台から発表される乾燥注意報を受け、必要と認めた場合には、住民に広報し注意を喚起する。

本項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備】】を参照する。

## 第2項 活動体制の整備

### 1 予防措置

市は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

### (1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地域住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

### (2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じて、周知徹底を図る。

### (3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）第21条及び第22条に基づく市長の許可については、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整を図る。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合には、関係市町に通知する。

### (4) 火入れ等の制限

- ① 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。
- ② 市長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき、期間を限度一定区域内の火入れの差し止め等により使用を制限する。

## 2 防災関係機関相互の連携体制の強化

---

市は、自衛隊、警察、森林組合等の協力を得て、地域における総合的な消防体制を確立する。

また、消防機関における相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

本項目については、【第2編 第2章 第10節「活動体制の整備】を参照する。

## 3 施設等の整備

---

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に対し、簡易防火用水等の林野火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

- ① 防火水槽等の増強
- ② ヘリポート・補給基地の整備
- ③ 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備
- ④ 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水の整備
- ⑤ 土管等を利用した路端用灰皿等の整備

## 4 資機材の整備

---

消防局は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

- ① チェーンソー等の伐採作業用具
- ② 小型動力ポンプ・送水装置等
- ③ ジェットシャーティー、消火作業用機器等
- ④ 消火薬剤、水のう

## 第3項 防火思想の普及

---

### 1 防火思想の普及

---

市は、気候が乾燥し火災が発生しやすい時期を重点的に、次のような火災予防に関する普及活動を積極的に推進する。

#### (1) 火災予防運動の実施

年3回の火災予防運動に併せて、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

火災予防運動	時 期
秋季火災予防運動	11月9日～11月15日
春季火災予防運動 (全国山火事予防運動)	3月1日～3月7日
宮崎県山火事予防運動	1月30日～2月5日

#### (2) ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示して注意を喚起する。

#### (3) 啓発活動

予防標識、警報旗等による入山者や林野周辺住民の予防措置の周知徹底を図る。

また、林野火災予防運動の推進等の広報活動により、広く住民の林野火災防止意識の向上に努める。

## 第3節 林野火災応急対策計画

項目	担当
第1項 情報収集及び通信の確保	消防対策部各班、本部班
第2項 活動体制の確立	消防対策部各班、本部班
第3項 避難・救助活動	消防対策部各班、本部班
第4項 二次災害の防止	消防対策部各班、本部班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
  - ・資料2-18 宮崎県消防相互応援協定
  - ・資料2-23 林野火災用空中消火資機材の運用に関する申し合わせ事項

### 第1項 情報収集及び通信の確保

#### 1 林野火災の情報収集

##### (1) 情報の収集活動

林野火災が発生した場合、被害の拡大を防止するため、関係機関、隣接市町と連携して、必要な情報収集活動を行う。

また、火災現場付近の気象状況等の情報も迅速に収集する。

さらに、警察、消防、県、その他関係機関との通信を確保し、収集した情報の共有に努める。

本項目については、【第2編 第2章 第8節「情報の収集・連絡体制の整備】】を参考する。

#### 2 火災の通報

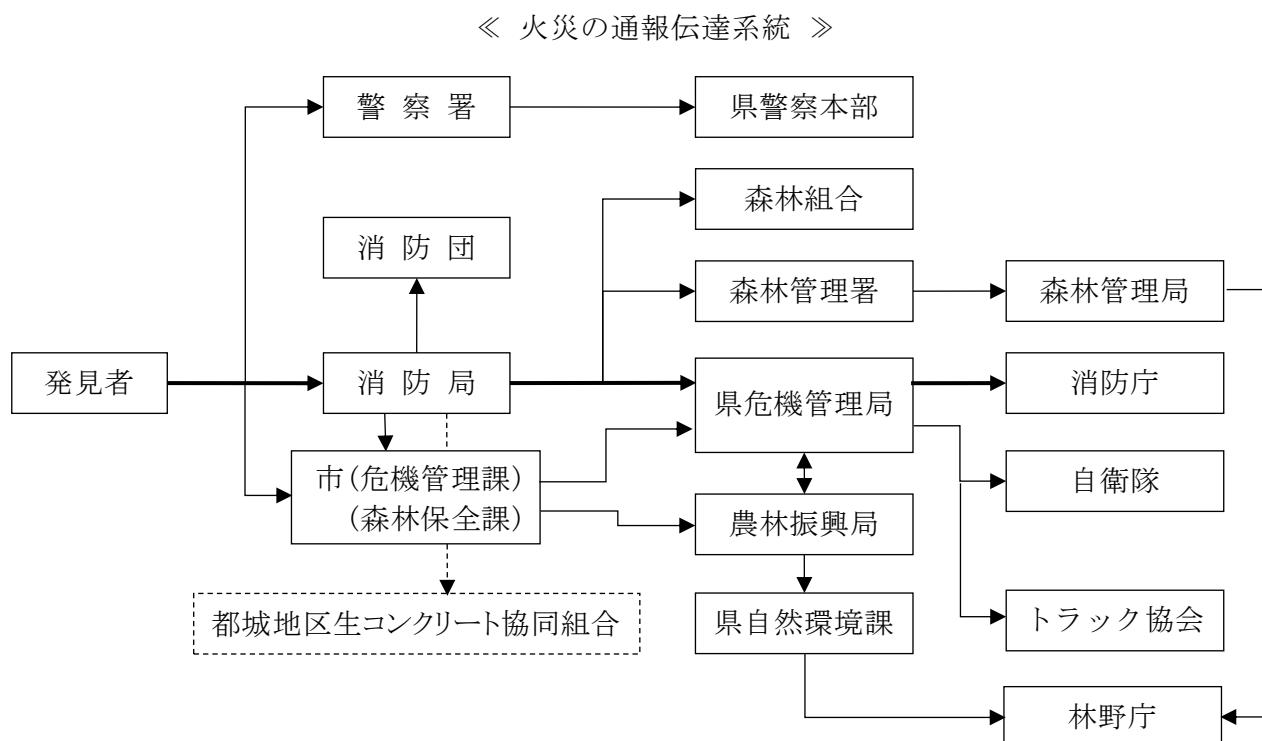
市は、火災の規模等が、次に示す条件に達するとき、または必要と認めるときは、県危機管理局に即報を行う。

- ① 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して覚知から1時間以内に鎮圧できないか、または鎮圧することができないと予想される場合

- ② 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とすることが予想される場合
- ③ 林野火災によって人的被害が発生するか、またはその危険が予想されるとき
- ④ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設等が存在し、二次災害の危険性が予想されるとき
- ⑤ 以下の国の即報基準に達するか、または達することが予想される場合
  - ア 焼損面積が 10 ヘクタール以上の場合
  - イ 人身事故を伴った場合
  - ウ 住家等施設焼失を伴った場合
  - エ 重要な森林（保安林、自然公園等）

### 3 火災通報等伝達系統

林野火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



《応援協定》

協定の名称	締結団体	連絡先
災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	都城地区生コンクリート協同組合	TEL 38-0998 FAX 38-1824

## 4 林野火災マップによる情報の連絡

市は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップ（国土地理院発行の地図にUTMグリッド（1kmメッシュ）を組み込んだもの）を利用する。

# 第2項 活動体制の確立

## 1 消火活動体制の確立

### （1）現地対策本部の設置

市は、必要に応じて現地対策本部を設置し、関係機関と連携協力して消火活動を実施する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- ① 応援協定に基づく市町村等の応援隊の出動要請
- ② 空中消火の要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ④ 警戒区域の指定

なお、空中消火を要請した場合の現地対策本部は、県危機管理局及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

### （2）消火体制の確立

市は、林野火災を覚知した場合、火煙の大きさ・規模等を把握し、迅速に消火体制を整える。

林野火災は、強風・異常乾燥等の気象条件により発生する場合が多く、延焼する可能性が高い。

このため、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援の要請を行う等、迅速に強固な体制を確立する。

### （3）消火活動要員の確保

空中消火を実施する際には、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、市は地上防ぎょ活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（県及び関係機関等）を確保する。

なお、薬剤の混合については、薬剤の知識を有する専門業者を立ち会わせる。

### （4）消火活動による安全管理

林野火災の消火活動においては、過去の事例等から人身事故の危険性が高い。

そのため、市の現場指揮者及び関係者は、作業方法について細心の注意を払い、事故防止に努める。

### (5) 残火処理

残り火による再出火を防止するため、残火処理には万全を期す。

## 2 地上消火

---

市は、火災の規模や気象状況、植生の状況、地形、消火方法等、現場の状況に応じて、迅速かつ有効な手段、防ぎよ方法等を検討し、消火活動を行う。

活動に当たっては、市の現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い事故を未然に防止し、災害の防止に努める。

## 3 空中消火

---

地上隊による消火活動が困難と判断されるときは、県危機管理局への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

### (1) 空中消火の要請基準

- ① 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合。
- ② 火災規模に対して、地上の防ぎよ能力が不足、または不足すると判断される場合。
- ③ 人命の危険、人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため、必要と認められる場合。
- ④ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合。

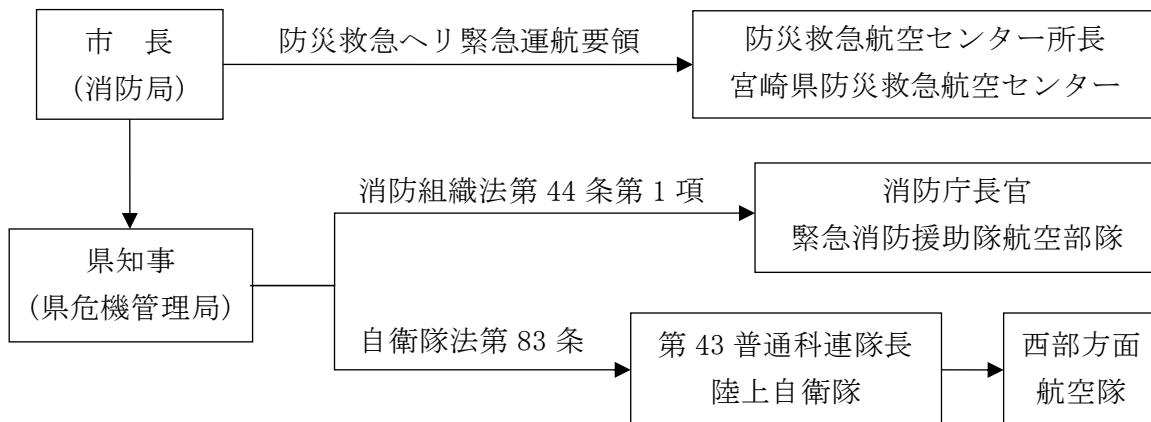
### (2) 空中消火の要請手続

空中消火の要請は、次の系統図により行う。

市長から県危機管理局に対する電話等による依頼は、市長の意思を直接伝達し得る立場の者とする。

本項目については、【第2編 第3章 第6節 第2項「防災救急ヘリコプター等の応援要請】を参照する。

« 空中消火の要請の手続 »



※空中消火の実施について、消防局は速やかに災害対策本部に報告を行い、災害対策本部は自衛隊等への応援要請に備えて連絡体制を整える。

### (3) 空中消火の準備

#### ① 空中消火基地の確保

空中消火基地は、消火薬剤準備場所、ヘリポート、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。

また、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している障害物の少ない平坦な場所を選定する。

市は、空中消火の実施が決定された時点で、陸上自衛隊及び県危機管理局と協議の上、適地を決める。

#### ② 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的、かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向き、風速）を常に把握する。

また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

#### ③ 輸送手段等の確保

市は、資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

## 4 空中消火の報告

市は、空中消火を実施する（実施した）場合、速やかに県危機管理局に次の事項について報告する。

### (1) 空中消火の報告

#### ① 発生場所

- ② 発生時間及び覚知時間
- ③ 空中消火を要請した時刻
- ④ 現場の状況
- ⑤ 消防吏員及び消防団員の出動状況
- ⑥ その他必要な事項

## (2) 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は市の負担とする。

### ① 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

- ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用
- イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- ウ 毀損または消費した資機材の購入補填に要する費用
- エ 資機材の使用により人身または物件に損害を与えた場合、その補償に要する費用

### ② 自衛隊の派遣部隊にかかる費用

次のもの以外に必要な経費については、事前に協議しておく。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費用及び通話料金等
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

なお、①及び②とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

## 第3項 避難・救助活動

---

### 1 入山者等の実態の把握

---

市は、林野火災時における入山中の登山者、林業従事者、住民等の避難誘導、並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差が生じるが、被害状況により万全な対策を講ずる。

#### (1) 林業従事者

林業作業期においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者または家族等から入山の状況、所在等について確認する。

- ① 6月～8月下草刈
- ② 10月～11月枝落とし
- ③ 2月～3月山焼き

### (2) 入山中の登山者

ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、活動範囲が広く、その実態を把握することは困難となるため、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。

### (3) 広報確認

広報車等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無について確認する。

## 2 救助・避難誘導

---

### (1) 救助活動

市は、救助・避難誘導を行うに当たっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるようを行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲も広く、住民の安全確保が困難な場合には、相当の時間的余裕をもって避難を開始するよう指示する。

### (2) 地域住民等に対する避難誘導

市は、広範囲に林野火災が発生した場合、さらに延焼が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行い、必要に応じて避難所に収容する。

## 第4項 二次災害の防止

---

### 1 二次災害の防止

---

市は、県及び関係機関と連携を密にし、林野火災により、流域が荒廃した下流の地域においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

また、危険性が高いと判断された箇所については、住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うとともに、速やかに土砂流出防止施設等の整備を県へ要請する。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置され、崩壊等を起こすことのないように、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置の検討を行う。

さらに、林野火災の跡地は、強風による灰や土煙が発生し、風下に公害を引き起すほか、草木焼失による保水性の低下により、土石流等の土砂災害が発生する可能性もある。

そのため、市は、植生がある程度回復するまで巡視を行い、異常が発生した場合には必要な対策を講ずる。



# 第7章 原子力災害対策計画

## 第1節 基本的な考え方等

### 第1項 基本的考え方

原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針（平成27年8月全部改正）」において、原子力災害対策重点区域を有する自治体においては、地域防災計画において原子力災害対策編を定めることが義務づけられている。

宮崎県内には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、隣接県である鹿児島県の薩摩川内市には、本市より最も近い原子力事業所である九州電力川内原子力発電所があり、本市境まで最短で65kmの距離である。

《原子力災害対策の区域区分》

目 安		原子力災害対策の内容
重点区域	原子炉から半径おおむね5km以内	予防的防護措置を準備する区域（P A Z） → 緊急時は即時避難等を実施
	原子炉から半径おおむね30km以内	緊急時防護措置を準備する区域（U P Z） → 緊急時は防護措置等を実施
U P Z外（おおむね30km以上）		UPZ外の地域 → 放射性物質の放出後についてはU P Zにおける対応と同様

※P A Z: Precautionary Action Zone

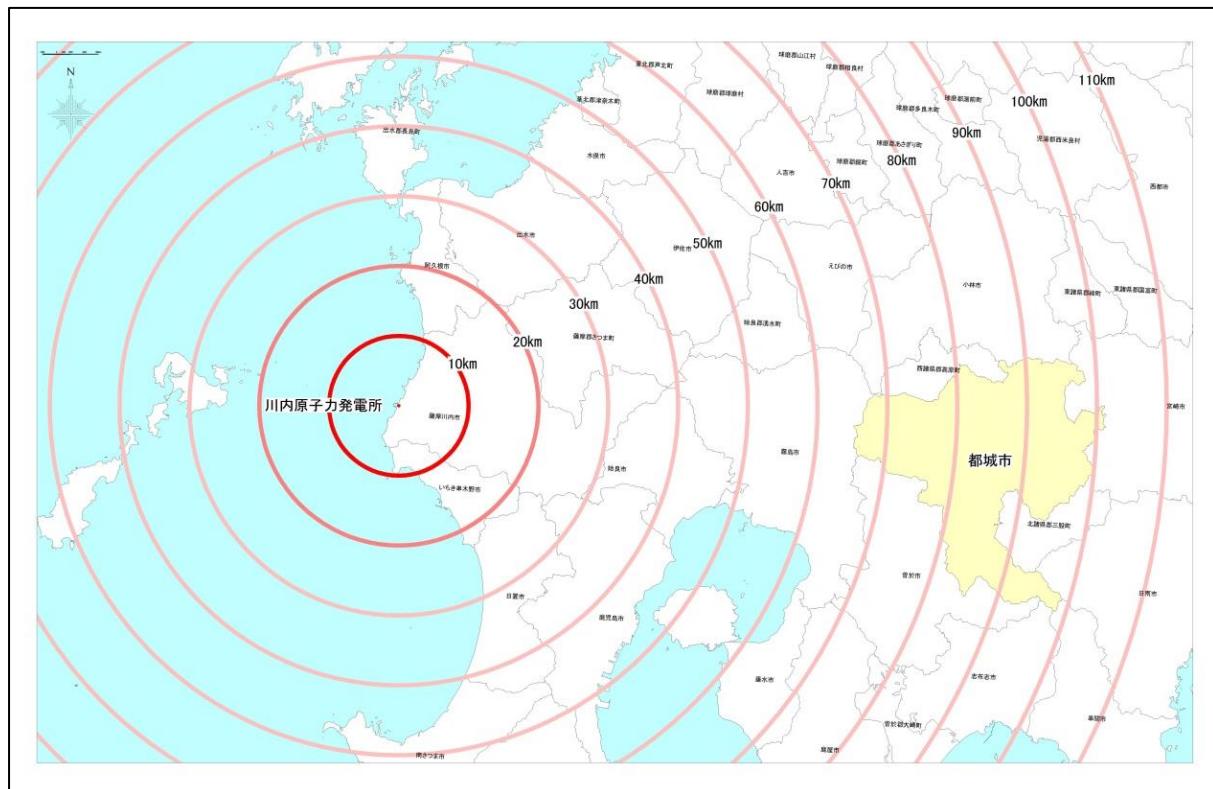
※U P Z: Urgent Protective Action Planning Zone

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、県は県地域防災計画（平成26年3月）に原子力災害対策編を新設した。

本市は、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県地域防災計画の趣旨を踏まえ、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、予防対策、応急対策及び復旧対策を定める。

なお、最も近い川内原子力発電所はもとより、同じ九州電力の玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）、四国電力の伊方原子力発電所（愛媛県伊方町）に関係する事故や、放射性同位元素等取扱事業所での事故、事業所外運搬に係る事故等においても同様に対応する。

### 《 川内原子力発電所からの距離 》



### 《 用語の定義 》

原 子 力 災 害	原災法第2条第1号に規定する被害をいう。
原 子 力 事 業 者	原災法第2条3号に規定する事業者をいう。
原 子 力 事 業 所	原災法第2条4号に規定する工場または事業所をいう。
警 戒 事 態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全 面 緊 急 事 態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

## 第2項 処理すべき事務または業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、第1編 総則編 第2章第1節に定める「防災関係機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱」を基本とするほか、原子力事業者である九州電力については、特に次のとおり定める。

処理すべき事務または業務の大綱

**【災害予防・災害応急対策】**

- ① 原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること
- ② 従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること
- ③ 関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること
- ④ 原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること
- ⑤ この計画に基づき、市その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること

## 第2節 原子力災害予防計画

---

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡体制の整備	総務部、消防局、関係事業者
第2項 応急体制の整備	総務部、消防局
第3項 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備	総務部、地域振興部、福祉部、健康部、各総合支所
第4項 住民等への健康相談体制の整備	健康部
第5項 住民等への的確な情報伝達	総務部、各総合支所
第6項 住民等への知識の普及・啓発	総務部、消防局、教育委員会
第7項 防災訓練等の実施	総務部、消防局
第8項 民間企業等との連携	総務部、各総合支所

### 第1項 情報の収集・連絡体制の整備

---

市及び防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努め、有事の際の連絡方法や体制の確認を行う。

### 第2項 応急体制の整備

---

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備する。

#### 1 災害対策本部の体制整備等

---

市は、災害対策本部等を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部等の設置場所、本部の組織・所掌事務、運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定めておく。

また、事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備を図る。

#### 2 防災関係機関相互の連携体制

---

市は、平常時から国、県、その他関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努める等、相互の連携体制の強化を図る。

## 第3項 住民の屋内退避、一時移転等に係る体制の整備

### 1 屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努める。

※避難は、空間放射線量率等が高い、または高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、1週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである（以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）。

### 2 屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、気密性や遮蔽性の高い構造となっている公共的施設等を、屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定するよう努める。

## 第4項 住民等への健康相談体制の整備

市は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの問い合わせに対応できるよう、対応窓口を明確化する等、相談体制の整備を図る。

## 第5項 住民等への的確な情報伝達

市は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努める。

特に、要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織、自治公民館等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに市は、県と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市は、県から施設敷地緊急事態または全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討する。

## 第6項 住民等への知識の普及・啓発

---

市は、県等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 屋内退避及び一時移転等に関すること
- ⑦ 要配慮者への支援に関すること
- ⑧ 緊急時にとるべき行動
- ⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること

## 第7項 防災訓練等の実施

---

市は、県と連携して、屋内退避及び一時移転等や除染活動等、原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携した計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて、国や県が実施する原子力防災訓練に参加する。

## 第8項 民間企業等との連携

---

市は、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討する。

## 第3節 原子力災害応急対策計画

項目	担当
第1項 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	本部班、消防本部班、消防署班、消防団
第2項 活動体制の確立	全対策班
第3項 住民等への的確な情報伝達活動	秘書広報班、巡回広報班
第4項 屋内退避、一時移転等の防護活動	避難収容班、福祉こども・救護班、各総合支所生活福祉班
第5項 緊急時モニタリングの実施	環境政策班
第6項 医療及び健康相談の実施	保健・救護班
第7項 広域一時滞在の受け入れ	避難収容班、福祉こども・救護班、管財調達班、各総合支所生活福祉班

- ◆災害対策行動マニュアル及び非常時優先業務一覧
- ◆業務継続計画（B C P）
- ◆災害時応援協定運用手順書
- ◆大規模災害時後方支援計画
- ◆協議会災害時広域連携計画
- ◆資料編
  - ・資料 2-18 宮崎県消防相互応援協定
  - ・資料 6-2 原子力災害時における避難退城時検査及び簡易除染マニュアル

## 第1項 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

### 1 事態発生時の連絡体制

原子力防災管理者は、原子力発電所に関する事故等が発生した場合には、原災法第10条により、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会、鹿児島県知事等の関係機関に通報する。また、同法第15条第3項の規定により、内閣総理大臣は、必要に応じて、緊急事態応急対策を実施すべき区域の知事及び市町村長に対して避難の指示を行うことから、市は、情報連絡があった場合には県との連絡を密にして状況の把握に努める。

なお、川内原子力発電所における原子力災害の発生時の本市への連絡は、県と九州電力が締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」（平成25年7月、以下「覚書」という。）で定められた方法により、県より情報連絡が行われることになっている。

連絡方法は、次のとおりである。

### 《九州電力から宮崎県への情報連絡内容》

区分	時期	情報連絡内容
非常時	直ちに	原子力災害対策特別措置法に規定されている重大な事象
異常時	速やかに	その他の異常事象
平常時		発電所の安全に関し、報道機関に情報提供する内容

(川内原発の防災情報等の連絡に関する覚書の締結について（宮崎県）より)

#### (1) 警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

県が九州電力から連絡を受けた事項は、市及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡され、必要に応じて電話による連絡も併せて行われる。

#### (2) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

県が九州電力から通報・連絡を受けた事項は、市及び関係機関に直ちにファクシミリ及び電話による連絡が行われる。

#### (3) 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡

県が九州電力から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡を受けた際は、市及び関係機関に直ちに連絡される。

## 第2項 活動体制の確立

市は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した場合、情報連絡本部（本部長：危機管理課長）を設置し、県及び関係機関への情報収集に当たる。

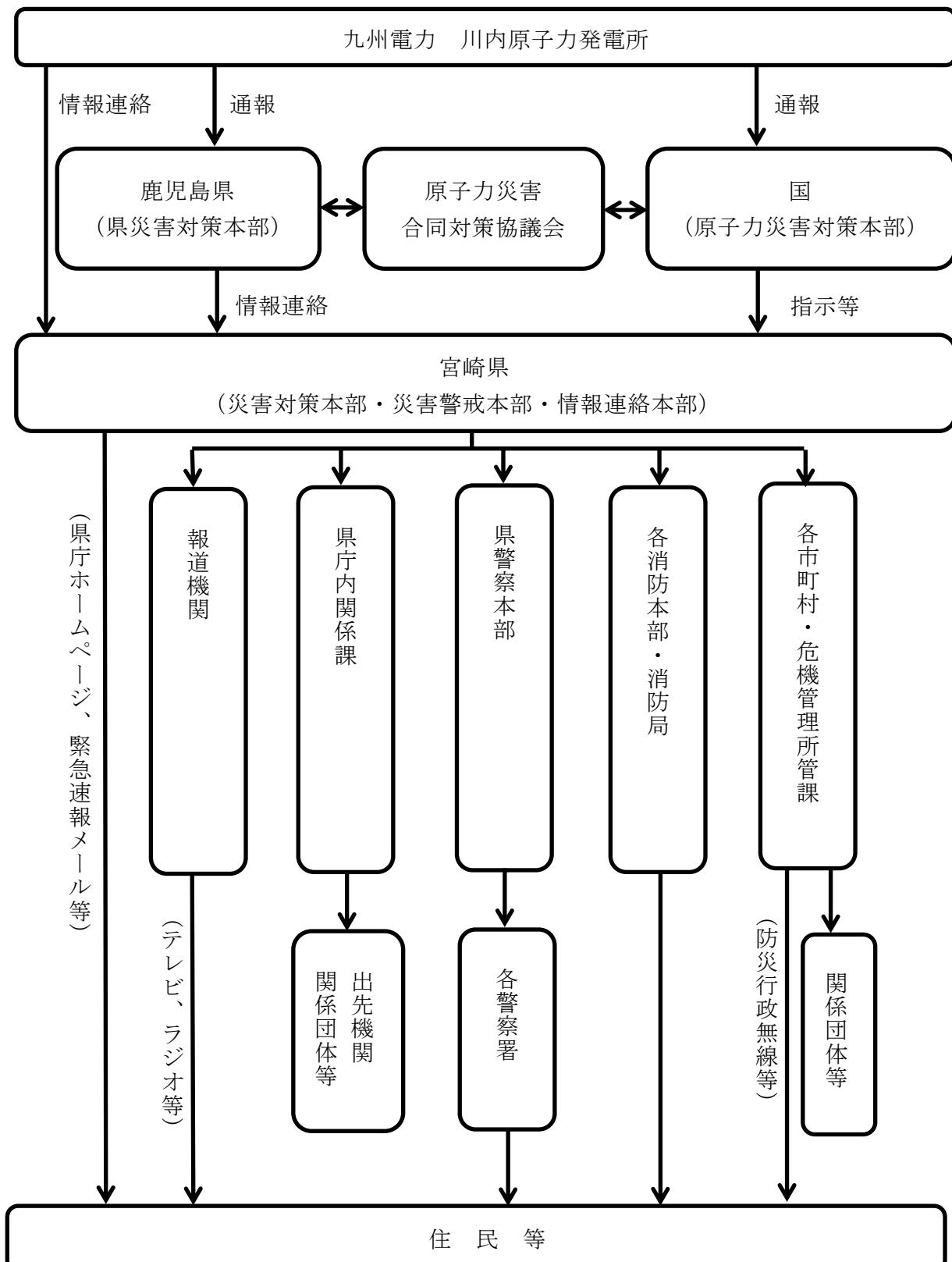
【第2編 第3章 第2節「活動体制の確立」参照】

また、収集した情報を分析した結果、住民の生活に影響を及ぼす事態が予想される場合は、状況に応じて体制を強化する。

## 第3項 住民等への的確な情報伝達活動

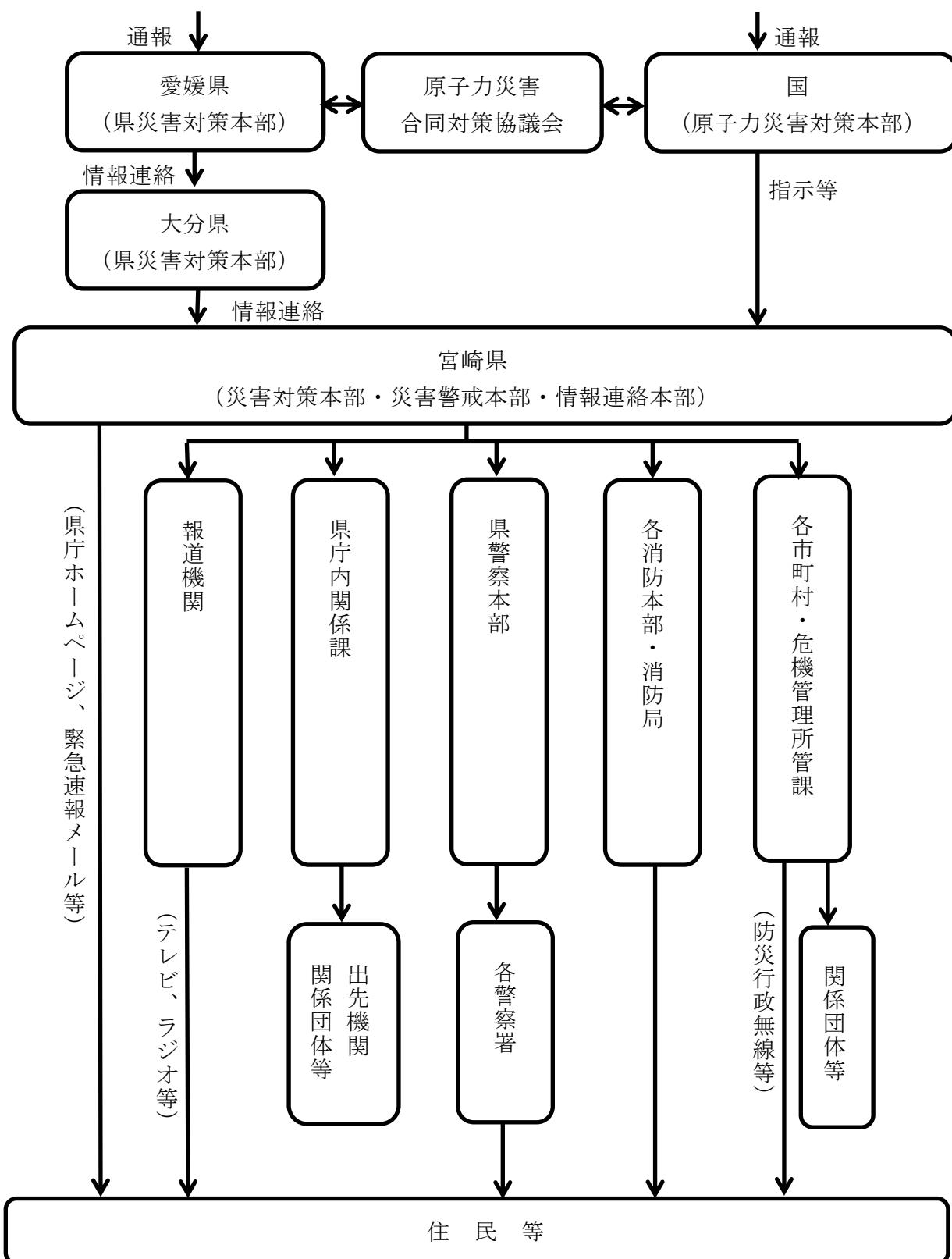
### 1 住民等への情報伝達活動

市は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、必要に応じ、同報系防災行政無線、メール等により、迅速かつ確実に住民等に対し情報伝達を行う。



《九州電力川内原子力発電所からの情報伝達系統図》

四国電力 伊方原子力発電所



《 四国電力伊方原子力発電所からの情報伝達系統図 》

## 2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行う。

## 第4項 屋内退避、一時移転等の防護活動

市は、原災法による国の指示、勧告等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

### 1 屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から 30km を超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

市は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。また、市の区域を越えた一時移転等を行う必要が生じた場合は、県と連携し、避難者の受け入れについて、関係市町村等と協議・調整を行う。

また、市は、県から屋内退避又は一時移転等の指示の伝達を受けた場合には、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行う。防護措置については【資料編 6-2 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル】を参照する。

### 2 屋内退避の実施

住民は、屋内退避の防護措置を実施する場合、速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。

市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示する。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

### **3 避難所の開設及び運営**

---

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図る。

### **4 要配慮者等への配慮**

---

市は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態に十分配慮する。

## **第5項 緊急時モニタリングの実施**

---

市は、県が実施する緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）によって収集されたデータを受け取り、その後の対策に活用する。

また、県と協力して、可搬型の放射線量測定器の活用によるデータ収集を行うための体制を整備する。

## **第6項 医療及び健康相談の実施**

---

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

## **第7項 広域一時滞在の受け入れ**

---

市は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、広域的避難が必要となった場合に、県から避難者の受け入れ等の要請があった場合には、受け入れ人数を県との調整により設定し、人数に応じた避難場所・避難所の決定を行う。

また、避難場所・避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう、各班に指示を行う。

なお、管財調達班は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所を優先し受け入れる体制を整える。

## 第4節 原子力災害復旧・復興計画

項目	担当
第1項 放射性物質による環境汚染への対処	危機管理課、各部
第2項 風評被害等の影響軽減	危機管理課、各部
第3項 健康相談体制の整備	危機管理課、各部

### 第1項 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

### 第2項 風評被害等の影響軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

### 第3項 健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。